三　外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）を除く。）が行う法第二十六条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　次に掲げるものに該当するもの及びその被支配会社等が直接に保有する当該外国投資家の議決権又は外国議決権の数の当該外国投資家の議決権の総数又は外国議決権の総数に占める割合が百分の百であること。

(1)　法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

(2)　特定上場会社等（令第二条第四項に規定する特定上場会社等をいう。以下同じ。）

(3)　第十九号に規定する特別上場会社等（特定上場会社等を除く。）

(4)　第二十号に規定する特別非上場会社

ロ　当該行為をする前において、イ(1)から(4)までに掲げるもの（自己又はその被支配会社等が当該外国投資家の議決権又は外国議決権を保有するものに限る。）及びその被支配会社等が直接に保有する当該行為に係る会社の議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上であること。

四　外国投資家（株式会社に限る。）が行う当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ　当該行為の前において、当該外国投資家の議決権を保有するものが、次に掲げるもののみであること。

(1)　当該行為の相手方

(2)　当該外国投資家の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四条第一項第五号イ(2)において同じ。）

(3)　(2)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(4)　(2)の被支配会社等

(5)　(4)に掲げるもの（法人等に限る。）の役員

(6)　法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しないもの

ロ　当該行為の相手方がイ(2)に掲げるものでないこと。

五　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

［ロ・ハ　略］

ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項、第八百六条第五項又は第八百十六条の六第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

六　貸付債権又は社債の相続又は遺贈による取得

七　［略］

［号を加える。］

［号を加える。］

三　次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ　会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

［ロ・ハ　同上］

ニ　会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

四　貸付金債権、社債又は特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の相続又は遺贈による取得

五　［同上］